第六の一を次のように改める。

一　基本的考え方

結核患者の七割以上が医療機関の受診により結核が見つかっている一方で、結核に関する知見を十分に有する医師が少なくなっている現状を踏まえ、結核の早期の確実な診断及び結核治療の成功率の向上のために、国及び都道府県等は、結核に関する幅広い知識や標準治療法を含む研究成果の医療現場への普及等の役割を担う人材の養成を行うこととする。人材の養成に当たっては、国及び都道府県等のほか、大学、関連諸学会、独立行政法人国立病院機構の病院（以下「国立病院機構病院」という。）等の医療機関、結核研究所等の関係機関が有機的に連携し、教育研修を実施することが重要である。また、必要に応じ、重篤な合併症を有する患者を治療できる医療機関を活用しつつ、結核に関する実地医師教育の充実を図ることが望まれる。また、大学医学部を始めとする医師等の医療関係職種の養成課程等においても、結核に関する教育等を通じて、医師等の医療関係職種の間での結核に関する知識の浸透に努めることが重要である。

なお、結核医療に従事する医師や看護師が減少している中で、地域における患者の相談体制を確保するためには、国立病院機構病院等の地域の中核的な病院や結核研究所などの関係機関がネットワークを強化するとともに、そのネットワークを有効活用することが必要である。

第六の三中「保健所等」を「保健所及び地方衛生研究所等」に改める。

第七の一の1中「である」の下に「。特に、国及び都道府県等並びに医療機関の情報共有に当たっては、都道府県が実施する結核予防技術者地区別講習会等を通じ、連携を図ることが重要である」を加える。

第八の二中「いるが」の下に「、小児結核の診療経験を有する医師が減少しているなど」を加え、「ことが重要」を「ほか、小児結核を診療できる医師の育成、小児結核に係る相談対応、重症患者への対応等、小児結核に係る診療体制の確保のための新たな取組が必要」に改める。

第八の三中「において」の下に「中心的な役割を担っており」を加え、「適正な」を「適切な」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第九の一を次のように改める。

一　具体的な目標

結核対策を総合的に推進することにより、我が国が、近い将来、結核を公衆衛生上の課題から解消することを目標とする。具体的には、成果目標として、平成二十七年までに、人口十万人対り患率を十五以下、肺結核患者のうち再治療を受けている者の割合を七パーセント以下とするとともに、事業目標として、全結核患者に対するDOTS実施率を九十五パーセント以上、治療失敗・脱落率を五パーセント以下、潜在性結核感染症の治療を開始した者のうち治療を完了した者の割合を八十五パーセント以上とすることを目指すこととする。

○国土交通省告示第四百七十五号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十三年五月十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

1の表を次のように改める。

会計	勘定	項	目	摘要
一般会計	総合的物流体系整備推進費	港湾機能高度化施設整備費補助金	港湾法第二条第二項に規定する地方港湾（以下「地方港湾」という。）に係る事業に限る。
	海岸環境整備事業費	海岸環境整備事業費補助	港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾に係るものを除く。

海岸事業費	海岸保全施設整備事業費補助		地方港湾に係るものに限る。
北海道開発事業費			
離島振興事業費	海岸事業費補助		
沖縄開発事業費			
住宅対策事業費	公営住宅建設費等補助		
北海道開発事業費			
沖縄開発事業費			
住宅防災事業費	住宅市街地総合整備促進事業費補助（住宅市街地基盤整備事業及び住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震改修支援センターの施行に係るものを除く。）に限る。）		住宅市街地総合整備事業の整備計画に基づく事業（密集市街地整備型の事業を除く。）、住宅市街地基盤整備事業及び住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震改修支援センターの施行に係るものを除く。）に関する事業及び緊急支援建築物・分譲マンション耐震化支援事業に関する事業を除く。）
北海道開発事業費			
住宅対策諸費	特定賃貸住宅建設融資利子補給補助		
	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金		
都市水環境整備事業費	緑地環境整備総合支援事業費補助		
北海道開発事業費			
都市水環境整備事業費	都市水環境整備事業費補助（下水道関連公共施設整備促進事業費補助に限る。）		
国営公園等事業費	都市公園事業費補助	社会資本整備事業特別会計治水勘定における対象事業に相当するものに限る。	次の各号に掲げるものを除く。 一　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第一条第四号に規定する広域の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園の整備に係るもの 二　閣議決定若しくは閣議了解により開催することを決定若しくは了解した行事、国民体育大会若しくは全国都市緑化フェアの会場となる都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第二条第二号に規定する公園若しくは緑地の整備に係るもの
北海道開発事業費			
国営公園等事業費	古都及緑地保全事業費補助		
災害対策等緊急事業推進費			
下水道事業費	下水道事業費補助		都道府県又は政令指定都市が施行するものを除く。
北海道開発事業費			
沖縄開発事業費			